

「フラム蒲田」 利用について

(従前居住者用賃貸住宅)



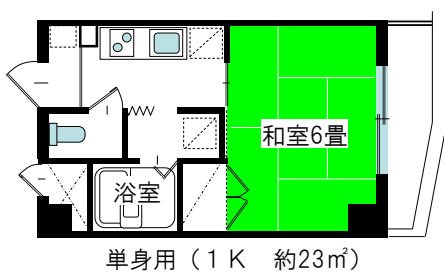
令和3年9月

大田区

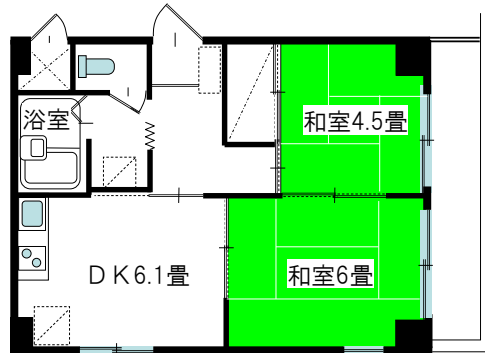
1 施設の概要

名称	プラム蒲田
住所	大田区蒲田二丁目14番4号
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階
建物の使用開始日	平成6年6月6日
駐車場	なし（自転車置場はご利用いただけます。）
トランクルーム	1部屋につき1箇所、約90cm立法のロッカーをご利用いただけます。 （南京錠は、ご自身でのご用意をお願いいたします。）
部屋の概要	単身用（1K 約23㎡） 10戸 世帯用（2DK 約40㎡） 5戸 世帯用（2DK 約45㎡） 2戸

間取り（例）



単身用（1K 約23㎡）



世帯用（2DK 約40㎡）

トランクルーム



2 入居者要件

- 1 住宅市街地整備事業（羽田地区）の施行に伴い住宅に困窮する建物所有者又は賃貸住宅の借主で、当該事業を施行する地区内に引き続き2年以上住所を有する方。
 - 2 世帯の収入が月額25万9,000円以下であること。
- ※ ペット等動物を連れてのご入居はできません。
※ 空室状況によってはご利用いただけない場合があります。

3 使用料等

1 住宅の使用料

- (1) 単身用（1K 約23㎡）
- (2) 世帯用（2DK 約40㎡）
- (3) 世帯用（2DK 約45㎡）

各部屋の床面積に応じ、世帯の収入により決定します。
詳しくはお問い合わせください。

- ※ 毎月発行される納入通知書により、当月末日までに納付していただきます。
※ 月の途中で入居した場合、日割り計算となります。（共益費は全額となります。）

- 2 共益費 月額 3,500円（全室共通）
- 3 保証金 住宅使用料の2ヶ月分
- 4 その他光熱水費等
ご入居者自身でのご契約・ご負担となります。

4 入居期間

本入居（除却により住宅に困窮する所有者）： プラム蒲田の設置期間
仮入居（建替えをする住宅の所有者または立退きをする借主）： 住宅の建替えに要する期間
（賃貸住宅の借主は、2年を限度）

※ 使用名義人が退去する場合、同居者も同時に退去し、住宅を返還していただきます。使用名義人の死亡等やむを得ない事情があり、区が定めた基準を満たす場合に限り、同居していた配偶者のみ使用の承継を受けることができます。

5 ご入居時に必要な書類

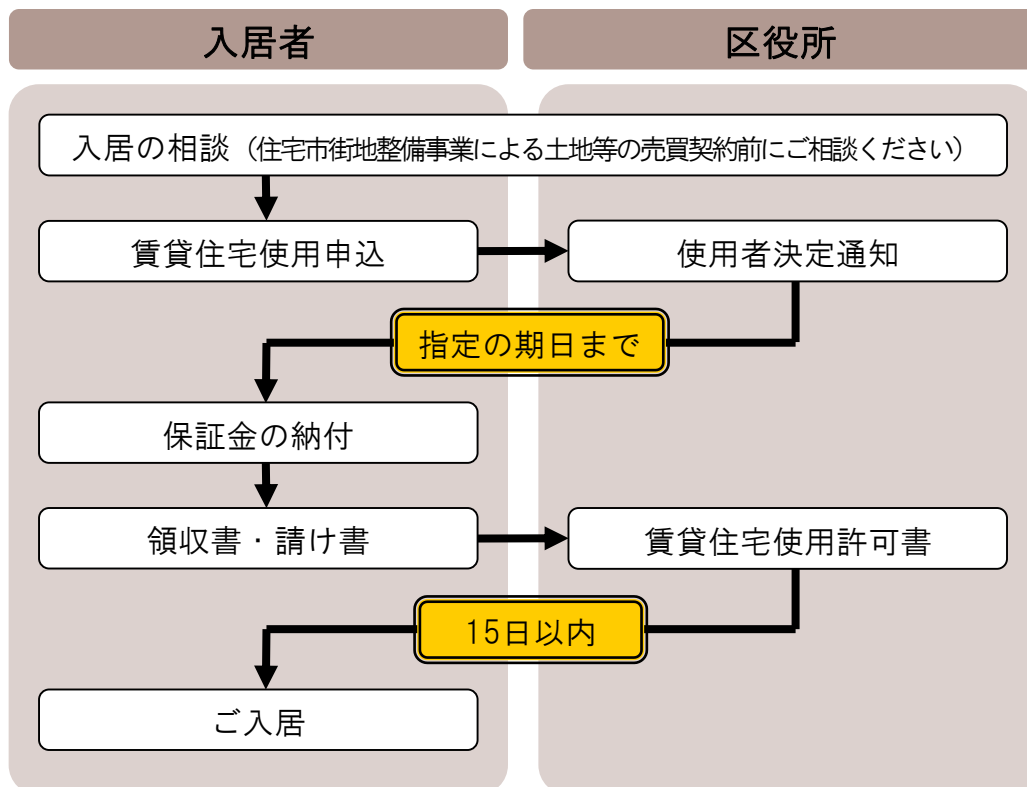
1 賃貸住宅使用申込時

- (1) 賃貸住宅使用申込書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し（コピー不可）
- (3) 収入を証明する書類（直近の課税証明書または非課税証明書）
- (4) 同意書（第2号様式）
- (5) 住宅の建て替えを証する書類（建替えの場合）
- (6) 建替え前の賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（必要に応じて）
- (7) 障害者のいる世帯又はひとり親世帯はそのことを証する書類（必要に応じて）
- (8) その他区長が必要と認める書類（必要に応じて）

2 保証金納付後

- (1) 領収書の写し
- (2) 請け書（第6号様式）

6 ご入居時までに必要な手続き



7 注意事項

- ◆ 入居時に連帯保証人（関東近県在住者に限る）が必要です。
 - ※ 連帯保証人が負担する限度額（極度額）は、区が定める近傍同種家賃の6か月分相当額となります。
 - ※ 連帯保証人の代わりに区が指定する連帯保証会社を利用できます（連帯保証会社による審査有）。
- ◆ 毎年6月に、収入に関する報告を行う必要があります。プラム蒲田を3年以上使用し、世帯の収入が月額25万9,000円を超えた場合には明渡し努力義務が発生します。

案内図



大田区蒲田二丁目14番4号

京急梅屋敷駅から徒歩	約6分
京急蒲田駅から徒歩	約8分
JR蒲田駅から徒歩	約15分

プラム蒲田に関するお問合せは
大田区まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
電話 5744-1338
FAX 5744-1526